

## 第3章 合併への取り組み

## 1 合併重点支援地域の指定

岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置に伴い、当地域の合併に向けたより一層の気運の醸成を図るため、県知事に合併重点支援地域の指定について要請した。

平成15年4月3日

茨城県知事 橋本 昌 様

岩井市長 石 塚 仁太郎  
猿島町長 野 口 正 夫  
境 町 長 野 村 康 雄

### 合併重点支援地域の指定について

岩井市・猿島町・境町では、市町村合併特例法の法期限までに合併を推進するため、各地区における住民説明会の開催や住民の意向を把握するためのアンケートを実施してまいりました。この結果、各市町とも住民の半数以上が賛成の意向を示しました。また、議会におきましても、合併に向け特別委員会が設置されているところでございます。

今後、議会と協議し法定合併協議会の設置を図り、合併に向け本格的な協議に取り組んでいく予定であります。

つきましては、この合併を早期に実現するため合併重点支援地域として指定いただき、なお一層の気運の醸成を図ってまいりますので特段のご配慮をお願いいたします。

市町村第66号  
平成15年4月11日

岩井市長 殿  
猿島町長 殿  
境 町 長 殿

茨城県知事 橋本 昌

### 合併重点支援地域の指定について（通知）

平成15年4月3日付けで要請のありましたこのことにつきましては、下記のとおり指定します。

#### 記

指定地域：岩井市・猿島郡猿島町・猿島郡境町  
指 定 日：平成15年4月11日

## 2 岩井市・猿島町・境町合併研究会の設置

岩井市・猿島町・境町では、1市2町の合併を推進するために基本的な事項を研究、協議するために任意の協議会である岩井市・猿島町・境町合併研究会を平成15年3月25日に設置した。

## (1) 合併研究会協議経過

岩井市・猿島町・境町合併研究会では、合併協議会設置のための事前協議及び研究会としての合意事項について協議決定した。協議会の概要は次のとおりである。

### 【第1回合併研究会】（平成15年4月11日・岩井市役所3階議員控室）

#### [報告事項]

- (1) 岩井市・猿島町・境町合併研究会について
  - ア 岩井市・猿島町・境町合併研究会設置要綱について
  - イ 役員選出について
- (2) 経緯について
- (3) アンケート結果について

#### [協議事項]

- (4) 岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置について
  - ア 合併協議会の役割について
  - イ 岩井市・猿島町・境町合併協議会規約（案）について
  - ウ 経費負担等について
- (5) 合併推進上の基本的事項について
  - ア 合併の方式
  - イ 合併の時期
- (6) その他
  - ア 次回開催日時・場所について
  - イ その他

#### [研究会概要]

第1回合併研究会では、合併研究会設置要綱、合併に関してのこれまでの経緯などが報告され、続いて、合併協議会の設置、合併推進上の基本的事項について協議決定された。

### 【第2回合併研究会】（平成15年4月21日・岩井市役所3階議員控室）

#### [協議事項]

- (1) 岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置について
  - ア 予算（案）について
  - イ 臨時議会の開催日程等について
- (2) その他

#### [研究会概要]

第2回合併研究会では、合併協議会の予算について協議決定され、続いて法定合併協議会設置のために必要な議決を得る臨時議会を1市2町とも4月30日に開催することで協議決定した。

## 3 岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置

岩井市・猿島町・境町では、平成15年4月30日それぞれ臨時議会を召集し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、岩井市・猿島町・境町合併協議会設置の議案を提案し議決を得た。

これにより、平成15年5月14日両首長名で県知事宛に、岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置を届け出た。

合併協議会は、合併の方式などの「基本4項目」、 「新市建設計画」、並びに「事務事業の一元化」の3つの柱について協議決定することを目的としている。

## 基本4項目とは

合併のための協議検討項目のうち、特に重要な『合併の方式』、『合併の期日』、『新市の名称』、『事務所の位置』を基本4項目といている。

## 新市建設計画とは

合併に際し、住民の皆さんに新市の将来ビジョンを示し、合併の検討材料となるものであり、いわば新市のマスタープランの役割を果たすものである。また、新市建設計画に位置づけられた事業に対して様々な財政支援措置が講じられる。

## 事務事業一元化とは

合併に際し、異なっている行政サービス等を調整、統一すること。合併時に統一したり、合併後段階的に統一したり、調整・統一の方法は多様であるが、どのように一元化していくか、合併協議会で協議・検討を行う。

岩企企発第24号  
猿企発第87号  
境企発第47号  
平成15年5月14日

茨城県知事 橋本 昌 様

岩井市長 石 塚 仁太郎  
猿島町長 野 口 正 夫  
境町長 野 村 康 雄

岩井市・猿島町・境町合併協議会の設置について（届出）

岩井市・猿島町・境町との合併に関する協議及び新市建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、岩井市・猿島町・境町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

### 添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約（写し）
- 3 関係市町村議会の議決書（写し）
- 4 告示書（写し）

## 合併協議会設置理由書

岩井市・猿島町・境町は、長い歴史の中で共有の文化を持ち、日常生活はもとより、産業・経済において密接な関係を築きながら歩んできました。

また、昭和46年には茨城西南地方広域市町村圏事務組合を設置し、構成市町村として現在も広域行政に取

り組んでいます。

そして、今、21世紀を迎え、交通網や通信手段の発達などにより、日常生活圏が拡大する一方で、本格的な少子・高齢化が進み、また、地方分権時代の到来や住民ニーズの高度化・多様化、さらには、国・地方の財政状況の悪化に対し、岩井市・猿島町・境町でも、それらに対応できる行財政基盤の確立と行財政運営能力の向上が強く求められています。

このような状況の中、岩井市・猿島町・境町におきましては、当地域における合併推進についての調査・研究に取り組むとともに、昨年12月から本年2月にかけて、この1市2町の合併推進について、住民の皆様のご理解をいただくため、地域懇談会の開催をするとともに、より多くの住民の皆様の意向を伺うため、アンケート調査を実施いたしました。

これらを踏まえて、本年3月末に1市2町の執行部と議会代表を構成員といたします「岩井市・猿島町・境町合併研究会」を設置し、今後の合併協議の進め方などについて協議をした結果、法定協議会を設置し、1市2町の合併について具体的な協議を進めるべきであるとの合意を見たところであり、ここに「岩井市・猿島町・境町合併協議会」を設置するものです。

## 岩井、猿島 境の3市町 法定合併協スタート

岩井市と猿島町、境町は十四日、法定合併協議会設立の調印式と一回目の法定協議会合を行い、三市町合併に向けて本格協議に入った。

調印式は、岩井市役所で行われ、石塚仁太郎同市長、猿島町の野口正男町長、境町の野村康雄町長が協定書に署名し、握手を交わした。

この後、会場を同市中央公民館に移して第一回の法定協議会を開催。同協議会会長の石塚市長から委員三十人に委嘱状が交付されたほか、本年度事業計画や協議会予算などが原案通り承認された。

会長の石塚市長は「三市町が十分に議論し何とか合併できるよう全力を尽くしたい」とあいさつ。副会長の野口町長も「合併はこれからの問題。それぞれの市町の事情を出し合って議論し、ぜひ達成したい」と述べた。

副会長の野村町長は「合併を目指したい」と「住民のためになるよう新都市誕生に向けての抱

負を語った。

二回目の協議会は六月五日午後一時半から猿島町中央公民館で開く予定。

茨城新聞（平成15年5月15日）

### (1) 合併協議会協議経過

平成15年5月14日に設置された岩井市・猿島町・境町合併協議会は、38の合併協定項目を設定し、協議決定していった。17回に及ぶ協議会の概要は次のとおりである。

#### 【第1回合併協議会】（平成15年5月14日・岩井市中央公民館第一会議室）

##### [報告事項]

- 報告第1号 岩井市・猿島町・境町合併協議会規約について
- 報告第2号 岩井市・猿島町・境町合併協議会規約等に関する協議書について
- 報告第3号 岩井市・猿島町・境町合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第4号 岩井市・猿島町・境町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第5号 岩井市・猿島町・境町合併協議会分科会設置規程について

- 報告第6号 岩井市・猿島町・境町合併協議会事務局規程について  
報告第7号 岩井市・猿島町・境町合併協議会財務規程について  
報告第8号 岩井市・猿島町・境町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

[協議事項]

- 協議第1号 岩井市・猿島町・境町合併協議会運営規程について  
協議第2号 岩井市・猿島町・境町合併協議会会議傍聴規程について  
協議第3号 岩井市・猿島町・境町合併協議会会議録等閲覧規程について  
協議第4号 岩井市・猿島町・境町合併協議会小委員会設置規程について

[議決事項]

- 議案第1号 平成15年度岩井市・猿島町・境町合併協議会事業計画について  
議案第2号 平成15年度岩井市・猿島町・境町合併協議会予算について

[協議会概要]

第1回合併協議会では、各委員に委嘱状が交付されるとともに、合併協議会規約などが報告され、続いて、今後の運営についての規程等が協議決定された。また、平成15年度の予算及び事業計画が原案どおり議決された。

平成15年度の事業計画では、毎月1回程度合併協議会を開催し、各種調査、審議等を行うほか、先進事例研修を予定。また、広報活動として、「合併協議会だより」の発行やホームページの開設・運営を行うこととした。

なお、会議の冒頭、1市2町の長から次のようなあいさつがあった。

○岩井市長あいさつ

21世紀を迎え、人々の日常生活圏の拡大、環境問題の深刻化、本格的な少子・高齢化時代の到来などにより、広域的でよりきめ細かな行政サービスの提供が求められるなど市町村を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。このような情勢に対応するとともに、地方分権の担い手としての自治体の形成のため、市町村合併は、有効な手段の1つであります。

このため、3市町においてアンケート調査を実施いたしましたところ、6～7割の方々が合併は必要であるとお答えになり、この岩井市、猿島町、境町の組み合わせにつきましても、多数の方々が賛成の意向であることが示されております。

このような状況を踏まえ、今年3月末に、1市2町の執行部と議会代表を構成員とした「岩井市・猿島町・境町合併研究会」を設置し、協議をしてまいりました。

その結果、法定合併協議会を設置し、正式に合併に向けての協議を開始するという合意を受け、1市2町の各臨時議会におきまして、合併協議会の設置について議決を賜り、協議会設置のための協議書を取り交わいたしました。

また、当地域は、合併重点支援地域として指定を受け、合併の実現に向けて様々な支援をいただけるような環境も整うなど、私どもは、いよいよ本格的な合併協議のスタートラインに立った訳でございます。

1市2町が共に納得がいく形で合併の実現が図れますよう全力で取り組んでまいる所存でございますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

○猿島町長あいさつ

各議会や住民の皆さんのご理解によりまして、1市2町の長の間で協議書を取り交わし、合併協議会を設置することができました。

合併という時代の大きな流れの中で、私たちもやはり町の将来、市の将来を考えまして、この合併という方向に進むことがベターであると判断をしたところでございます。



この協議会を通じまして、それぞれの市町の事情というものを十分出し合っていて、そして、そういう中で議論を出していただいて、究極の目的であります合併という目的を達成していくことがこの協議会に課せられた課題と感じております。

小異を捨てて大同につくという中国の言葉がございますが、そういう考え方で、この協議会が目的を達成されますことをお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。

#### ○境町長あいさつ

法定協議会の設置まで大変ご尽力いただきました皆さんに感謝を申し上げたいと存じます。

現在、国では三位一体の改革ということで、税源の地方移譲、補助金の縮減、あるいは交付税の見直しの改革が進められております。非常に大きな時代の変革の中で、少子・高齢化を迎える時代になってまいりました。

そういう中で、やはり合併は避けては通れない1つの課題でという観点から協議会の発足となったわけであります。

合併は住民のためになるものでなければならぬと思っておりますので、どうか委員の皆さん方にはぜひ十分に議論を尽くしていただきたいと思っております。

この協議会での協議がすべて円滑に進んで、すばらしい新市の誕生に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、皆さんと一緒にこの合併が成功しますことを心からご祈念申し上げまして、ごあいさつとします。

#### 【第2回合併協議会】（平成15年6月5日・猿島町中央公民館講堂）

##### 〔協議事項〕

- 協議第5号 合併の方式について
- 協議第6号 合併の時期（目標）について
- 協議第7号 協議検討項目（協定項目）について
  - 1 合併の方式
  - 2 合併の期日
  - 3 新市の名称
  - 4 新市の事務所の位置
  - 5 財産の取扱い
  - 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
  - 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
  - 8 地域審議会の設置
  - 9 地方税の取扱い
  - 10 一般職の職員の身分の取扱い
  - 11 特別職の職員の身分の取扱い
  - 12 条例・規則の取扱い
  - 13 組織及び機構の取扱い
  - 14 一部事務組合等の取扱い
  - 15 使用料・手数料等の取扱い
  - 16 公共的団体等の取扱い
  - 17 補助金・交付金等の取扱い
  - 18 行政連絡機構の取扱い
  - 19 町・字名の取扱い
  - 20 慣行の取扱い

## 21 事務事業の取扱い

- ①消防団の取扱い
- ②納税の取扱い
- ③姉妹都市・国際交流事業の取扱い
- ④電算システムの取扱い
- ⑤窓口業務の取扱い
- ⑥環境業務の取扱い
- ⑦国民健康保険事業の取扱い
- ⑧健康事業の取扱い
- ⑨福祉事業の取扱い
- ⑩介護保険事業の取扱い
- ⑪農林水産事業の取扱い
- ⑫商工観光事業の取扱い
- ⑬水道事業の取扱い
- ⑭下水道事業の取扱い
- ⑮建設関係事業の取扱い
- ⑯学校教育事業の取扱い
- ⑰生涯学習事業の取扱い

## 22 新市建設計画

### 協議第8号 協議検討スケジュールについて

#### [協議会概要]

第2回合併協議会では、基本4項目のうち、「合併の方式」と「合併の時期（目標）」について協議が行われた。合併の方式は新設（対等）合併方式とすることに決定した。合併の時期（目標）は、平成17年3月とし、具体的な合併期日については、今後、改めて協議決定することとされた。

続いて、合併協議会で協議検討を行う項目は、協議第7号のとおり38項目とすることと決定し、その協議の進め方とスケジュールについても、平成16年7月の合併協定書への調印を目途として、協議第8号のとおり決定した。

### 【第3回合併協議会】（平成15年7月7日・境町役場大会議室）

#### [協議事項]

### 協議第9号 新市建設計画策定方針について

### 協議第10号 行政制度等の調整基本方針について

#### [協議会概要]

第3回協議会では、新市建設計画の策定方針と行政制度等の調整基本方針についての協議が行われた。

新市建設の策定方針については、1市2町が合併した場合のいわゆる新市のマスタープランとしての建設計画を当合併協議会で策定するにあたり、どのような方針で策定を行うべきか定めるものである。

行政制度等の調整基本方針については、1市2町で取扱いの異なっている様々な行政制度を一元化するにあたり、当協議会で協議を行う際や、専門部会等で調整をする際の指針や基準となるものである。

### 【第4回合併協議会】（平成15年8月6日・岩井市中央公民館第一会議室）

#### [協議事項]

### 協議第9号 新市建設計画策定方針について（継続）…別表1参照

### 協議第10号 行政制度等の調整基本方針について（継続）…別表2参照

### 協議第11号 新市の事務所の位置の検討方法について

### 協議第12号 新市の名称の検討方法について

#### [協議会概要]

第4回協議会では、前回からの継続で新市建設計画の策定方針と行政制度等の調整基本方針についての協



議が行われ、新規に新市の事務所の位置の検討方法と新市の名称の検討方法について協議が行われた。

前回の合併協議会で提案した2つの協議事項については、追加された意見をふまえた内容で確認・決定された。

新市の事務所の位置の検討方法については留意事項を示し、新市の名称の検討方法については、全国事例を参考にして示された「たたき台」について協議・検討をした。

〈別表1〉 新市建設計画策定方針（抜粋）

<p>○本計画の位置付け（総合計画との関係）  1市2町において策定されている現行の基本構想及び総合計画との整合性を図ることを基本としつつ、新市の建設に不可欠な事業を定めるものとする。</p> <p>○計画の名称 本計画の名称は「新市まちづくり計画」とする。</p> <p>○計画期間 平成17年度から平成26年度までの10カ年とする。</p> <p>○計画策定上の基本的考え方  これまで1市2町が目指してきたもの（総合計画等）を踏まえるとともに、合併の効果を生かして、次のような点に配慮しつつ、21世紀の新市のまちづくりを検討する。</p> <p>(1) 行政基盤の強化による行政サービスの向上  (2) 共通する地域資源を生かした特色ある都市づくり  (3) 新市の発展を支える基盤整備とまちづくりの推進  (4) 一体感の醸成</p>
---

新市建設計画の具体的構成について

第1部 序論
第1章 合併の必要性と効果 (1)経緯 (2)合併の必要性 (3)合併の効果 第2章 計画策定の方針 (1)計画の趣旨 (2)計画の構成 (3)計画の期間 (4)計画の区域
第2部 新市の概況
第1章 位置と地勢 第2章 人口と世帯 第3章 新市を取りまく状況
第3部 新市建設の基本構想
第1章 新市の将来像 第2章 新市建設の基本方針 第3章 地域別役割 第4章 土地利用構想
第4部 基本構想を実現するための分野別計画
第5部 公共施設の統合整備
第6部 財政計画

〈別表2〉 行政制度等の調整基本方針（抜粋）

岩井市、猿島町、境町が合併した際、行政制度等の違いにより、混乱や不利益を生じさせず、合併効果を発揮した行政サービスを提供できるよう、下記の基本原則や基本的な考え方を踏まえ、事前に調整を図るものであり、今後、協議会や幹事会、専門部会、分科会においては、この「行政制度等の調整基本方針」を基準とし、調整のため協議を進めていくものとする。

1 基本原則	
(1)一体性確保の原則	合併後速やかに一体性の確保に努める。
(2)住民福祉向上の原則	住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

(3)負担公平の原則	負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。
(4)健全な財政運営の原則	合併後健全な財政運営に努める。
(5)行政改革推進の原則	行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
2 基本的な考え方	
(1)1市2町による新設合併方式によることから、効率的に制度の統一を図ることを基本とする。	
(2)それぞれにしかない制度もあるため、合併に伴い住民サービスの低下を招かないことや、住民生活に急激な変化をもたらさないことを原則に調整する。	
(3)合併時あるいは合併翌年度に制度の統一を図ることを原則とするが、特別な事由により統一が難しい課題に関しては、合併後も継続して調整することとする。	
(4)国・県を中心とした関係行政機関等との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。	

## 【第5回合併協議会】（平成15年9月8日・猿島町中央公民館講堂）

### [協議事項]

協議第11号 新市の事務所の位置の検討方法について（継続）…別表1参照

協議第12号 新市の名称の検討方法について（継続）

協議第13号 新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）について

### [協議会概要]

第5回合併協議会では、前回から継続で「新市の事務所の位置の検討方法について」と「新市の名称の検討方法について」の協議を、新規に「新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）について」の協議をした。

前回の合併協議会で提案した事務所の位置の検討方法については、留意事項を踏まえながら合併協議会において協議・検討していくことで確認・決定した。

新市の名称の検討方法については、公募方式を採用することで合意した。公募は、1市2町内に居住している小学校4年生以上の皆さんを対象として実施し、合併協議会内に設置される小委員会において応募のあった名称候補を一定数に絞り込みを行った後、その中から合併協議会で新市名称を決定していくこととした。

選定基準、検討スケジュールに関しては第6回合併協議会への継続協議となった。

新市のまちづくり計画に係る基本構想（原案）は、今後作成される「分野別建設計画」や「財政計画」の指針となるもので、「新市建設の基本構想」として、「新市の将来像」や「新市建設の基本方針」を掲げている。今後も継続して協議・検討を行うこととした。

### 〈別表1〉 新市の事務所の位置の検討方法について（抜粋）

事務所の位置については、合併協議会において協議・検討のうえ決定する。

#### ○検討手順等

- ・既存の庁舎の位置、規模、建設年度などの現況を把握する。
- ・新庁舎を建設するか否か検討する。（新庁舎建設の有無にかかわらず合併時までには庁舎を建設することは物理的に不可能なので、いずれにしても合併時には既存庁舎を利用する必要がある。）
- ・合併による効率化、住民の利便性に対応できる支所機能（窓口機能）や事務組織・機構のあり方など、総合的な視点から事務所の形態について検討する。

○地方自治法（第4条第2項）においては、事務所の位置は、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されている。

## 【第6回合併協議会】（平成15年10月9日・境町役場大会議室）

### [協議事項]

協議第12号 新市の名称の検討方法について（継続）…別表1参照

協議第13号 新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）について（継続）

協議第14号 新市の事務所の位置について（1市2町の事務所の現況等について）…別表2参照

#### [協議会概要]

境町議会議員任期満了に伴う選挙があり、境町議会選出の法定合併協議会委員に変更があった。

新委員は、齊藤政雄委員、木村昭一委員で、協議会冒頭に委嘱状の交付を行った。

第6回合併協議会での協議事項は、前回から継続の「新市の名称の検討方法について」、「新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）について」と、新規に「新市の事務所の位置について（1市2町の事務所の現況等について）」の3件である。

新市の名称の検討方法については、継続協議となっていた選定基準や検討スケジュールについて協議を行い確認・決定した。

選定基準は、既存の市町村名（岩井・猿島・境）は一切使用できないこととした。（市町名を一部に使った名称、ひらがなやカタカナで表現した名称、読みが同じ名称なども使用できない）

また、得票数（応募数）は、参考に留めることとした。（得票数にかかわらずよい名称を選定する）

今後のスケジュールは、11月に名称公募を実施、その後、小委員会や合併協議会において選定、協議を行い、来月2月に新市名称を決定することを目標とした。

新市まちづくり計画に係る基本構想（原案）については、前回の協議を踏まえて、『未来をかなでる三重奏「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた〇〇市（新市名称）」』という将来像や、7つの柱からなる新市建設の基本構想を決定した。今後は合併後10年間に行う具体的事業を盛り込んだ分野別計画の策定を行うこととした。

また、事務所の位置に関しては、1市2町の現庁舎や職員数の現況、事務所の形態別の利点や課題について事務局から説明があった。



岩井市・猿島町・境町合併協議会の模様

〈別表1〉 新市の名称の検討方法について（名称募集チラシ一般用）

# 岩井市 猿島町 境町 新市名称募集

岩井市・猿島町・境町が合併し新しい市が誕生したらどんな名称にしたいですか。  
新市にふさわしい名称を募集します。

岩井市・猿島町・境町合併協議会では、平成17年3月の合併を目標に、協議・調整を行っています。合併して誕生する新しい市の名称を、この地域にお住まいの皆様から募集することになりました。新市にふさわしい名称を考えてご応募ください。

お問い合わせ・お申し込み先

〒306-0631 岩井市大字岩井3108番地  
岩井市・猿島町・境町合併協議会事務局  
電話0297-36-7010

応募期間

平成15年11月 1日（土）から  
平成15年11月30日（日）まで  
(当日消印有効)

料金受取  
人払い

306-0690

岩井市大字岩井3108番地

岩井市・猿島町・境町合併協議会事務局 行

料金受取  
人払い

306-0690

岩井市大字岩井3108番地

岩井市・猿島町・境町合併協議会事務局 行

### 応募資格

応募できる方は、岩井市・猿島町・境町に住んでいる小学校4年生以上の方です。

### 応募方法

このチラシについて「応募はがき」または「官製はがき」にてご応募ください。応募できる点数は、1人1点です。

このチラシは、市役所・町役場・公共施設等にも置いてありますので、ご利用ください。

「官製はがき」を利用される場合は、応募はがきと同様に漏れのないようご記入ください。

### 選考方法と発表

皆様から応募された名称は、最初に、合併協議会の小委員会で、名称の選定を行い、一定数に絞り込みます。次に、合併協議会において、小委員会で選定されたものの中から、新しい市の名称を決めます。

新市の名称が決まりましたら合併協議会だよりやホームページ (<http://iss.fureai.or.jp>) 等でお知らせいたします。

新市の名称に決定した応募者の中から抽選で記念品を進呈いたします。

※応募された名称に係る全ての権利は、岩井市・猿島町・境町に帰属します。

### 選定基準

名称の選定基準は、次のとおりとなります。

1 次の条件の1つ以上に該当する名称とする。

- ①地域が地理的にイメージできるもの
- ②地域の歴史・文化・特徴を表すもの
- ③住民の理想や願いにちなんだもの
- ④合併を記念したもの
- ⑤その他新市の名称にふさわしいもの

2 使用できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナとし、読み書きが平易なものとする。ローマ字や記号は使用不可とする。

3 次の名称は、使用不可とする。

- ①既存の名称「岩井市」「猿島市」「境市」
- ②既存の名称の一部を使用した名称  
(例)「新岩井市」「猿島野市」「東境市」
- ③既存の名称をひらがな及びカタカナで表記した名称  
(例)「いわい市」「さしま市」「さかい市」
- ④既存の名称と読みが同じ名称  
(例)「祝(いわい)市」「幸嶋(さしま)市」「阪井(さかい)市」
- ⑤全国にすでに存在する名称

4 得票数(応募数)については参考に留め、得票数にかかわらずよい名称を選定する。

ふりがな												
新市の名称	市											
名称の意味・理由 (50文字以内)												
郵便番号	3	0	6	-								
住所	市・町											
ふりがな												
氏名												
電話番号												
年齢		歳	性別	男・女								

ふりがな												
新市の名称	市											
名称の意味・理由 (50文字以内)												
郵便番号	3	0	6	-								
住所	市・町											
ふりがな												
氏名												
電話番号												
年齢		歳	性別	男・女								



〈別表2〉 新市の事務所の位置について（抜粋）

1 岩井市・猿島町・境町の庁舎等の現況				
	岩井市	猿島町	境町	合計
敷地面積（㎡）	約16,249㎡	約10,062㎡	約9,060㎡	
延床面積（㎡）	約3,976㎡	約1,989㎡	約7,040㎡	
議場面積	約120㎡	約182㎡	約199㎡	
庁舎内職員数	228人	100人	205人	533人
庁舎外職員数	170人	47人	86人	303人
総職員数	398人	147人	291人	836人

2 庁舎の標準面積

1市2町が合併した場合、必要となる庁舎面積を人口、面積の類似する団体や職員数から試算してみると、13,000㎡～16,000㎡程度となります。

※事務所の形態

本庁方式：新庁舎を建設、または、既存庁舎の一つを本庁として、組織を集約する。本庁以外の庁舎は、支所・出張所とする。

分庁方式：既存庁舎をそれぞれに本庁機能を分散配置する。また、それぞれの庁舎に支所・出張所（窓口センター）を配置する。

総合支所方式：既存の行政機能をほぼそのまま残し、区域を分割して担当する。

【第7回合併協議会】（平成15年11月10日・岩井市中央公民館第一会議室）

[協議事項]

協議第15号 新市名称検討小委員会名称候補絞り込み基準等について…別表1参照

[協議会概要]

第7回合併協議会では、「新市名称検討小委員会名称候補絞り込み基準等」について協議した。

これは、応募いただいた名称について、小委員会で絞り込みを行う際の基準等となるものを協議決定した。基準等の内容については、まず、小委員会で絞り込む名称候補の点数は10点以内とすることと決定した。この名称候補は、それぞれ選定理由をつけて、小委員会から、合併協議会へ提出することとした。

また、絞り込みに当たっては、先の合併協議会で決定している選定基準を踏まえるとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けることとした。

次に、協議会終了後、先進地視察研修として、つくば市役所大穂庁舎を訪問した。

今回の視察研修の目的は、1市2町の合併後の事務所のあり方についての今後の協議検討に役立てるために、合併先進地であるつくば市の事例を研修した。

つくば市の合併後の事務所の形態や窓口センターの業務内容などについて研修した。

〈別表1〉 名称候補絞り込み基準等について（抜粋）

1 絞り込む点数（合併協議会へ提出する名称候補数）
・絞り込む点数は10点以内とし、名称候補それぞれに選定理由を添付して合併協議会へ提出する。
2 絞り込み基準
・選定基準（下表）に基づき選定する。
3 絞り込み方法
・絞り込みの方法（手順、スケジュール等）については、小委員会において応募点数や内容を踏ま